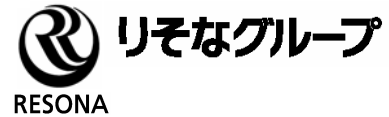


りそな企業年金研究所  
りそな年金 F A X 情報



《厚生年金基金関連》

平成23年3月24日

東北地方太平洋沖地震の被災地域の受給者様に対する  
「現況届提出期限の延長」に関するご案内等について

今回の東北地方太平洋沖地震で被害に遭われた皆さまには、心からお見舞い申し上げます。  
さて、平成23年3月17日付りそな年金 F A X 情報でお知らせしているとおり、3月16日付で厚生労働省企業年金国民年金基金課長通知『東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について』が出状されています（注①）が、この通知において、東北地方太平洋沖地震の被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に住所を有する厚生年金基金の受給権者については、現況届の提出期限を延長できる旨が定められています（注②）。

これを踏まえ、弊社が総幹事（Ⅱ型・ⅠB型）を受託している厚生年金基金の受給者様で、被災地域を住所地とされている皆さまには、3月の現況届の発送とともに、提出期限の延長についてご案内する文書を発送させていただきます。

送付方法等の詳細は以下のとおりです。

**【現況届の提出期限延長に関するご案内文書の送付内容・送付方法】**

- ・ 発送時期：3月31日（木）（現況届発送時期と同一）
- ・ 発送先：3月に現況届を発送させていただく受給権者の皆さまのうち、被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）の住所をお届出の方
- ・ 送付方法：現況届とは別に、末尾添付の書面を封書にてご送付いたします

基金様におかれましては、上記対応にご理解賜りますとともに、受給権者様等からのお問い合わせがございましたらご対応賜りたく、お願い申し上げます。

なお、翌月以降の取扱いにつきましては、今後の状況も踏まえた上で、別途ご案内させていただきます。

(注①) 当該通知の詳細につきましては、3月17日発信のりそな年金FAX情報「厚生労働省企業年金国民年金基金課長通知『東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について』の出状等について」をご参照ください。

(注②) 当該通知における現況届に関する記載の抜粋は以下のとおりです。

**第1 厚年基金関係**

**(1) 年金給付関係について**

**①現況届について**

被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいう。①において同じ。）に住所を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長するよう指導されたいこと。

なお、被災地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

なお、「具体的な取扱い」に関する正式な連絡は3月23日現在実施されていませんが、「延長後の現況届の提出期限」について信託協会を通じ当局に照会したところ、「基金が独自に判断してよい」との回答を得ています。（今回の震災は被害の規模が大きく、行政が一律に延長期限を定めるのは適当でないとの判断があった模様です。なお、過去平成20年6月の岩手・宮城内陸地震の際には「被災地域（災害救助法の適用地域。以下同じ。）に住所を有する受給権者のうち6月、7月及び8月生月者については、現況届の提出期限を平成20年9月末日まで延長する」として、最大3ヶ月の延長が指導されています。）

また、近日中に当局から具体的な取扱いが示される可能性もあり、その際には改めてご案内させていただきます。

<本件に関するご照会先>

りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3230

大阪 06-6268-1813

以上

東北地方太平洋沖地震で被災された年金受給者様へ

平成 23 年 3 月

### 現況届のご提出期限について

このたびの東北地方太平洋沖地震で被災された皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、1 日も早い復興をお祈り申し上げます。

今回、別途お送りいたしました現況届の厚生年金基金様への提出期限は、通常であれば現況届の「現況届提出期限」に記載されている日付となりますが、**今回の「東北地方太平洋沖地震の被災地域(※)」にお住まいの方で、期限までに現況届のご提出が困難な方**につきましては、厚生労働省の通知により、提出期限が延長されることとなりました。

提出期限までに現況届をご提出できない場合には、お手数ではございますが、現況届の「お問い合わせ先」に記載されております厚生年金基金様へご相談いただきますようお願い申し上げます。

**※現況届の提出期限が延長される対象の地域とは、厚生労働省通知により次のとおりと定められています。**

**青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県**

株式会社りそな銀行 年金信託部（大阪）  
ご照会先： 0 1 2 0 - 5 2 8 - 2 6 6（フリーダイヤル）  
（受付時間 平日 9:00～17:00（土・日・祝日等を除く））